

市民団体等活動支援事業補助金の申請受付中

市民団体の活動を支援します

市では、共通の目的を持った市民で構成される市民団体などの公益的な活動を資金面から支援するため「市民団体等活動支援事業」を行っています。

■対象団体

- ① 次の①～⑤を全て満たす団体
- ② 団体およびその代表者の存在が明らかであること
- ③ 市内を拠点に活動していること
- ④ 継続的に活動する団体であること
- ⑤ 政治活動・宗教活動を主たる目的

としていないこと

- ⑤ 暴力団または暴力団などの統制下にある団体でないこと

■対象事業

市民団体などが自ら実施し、市内の広い範囲に受益が及ぶもので、新たに

過去に採択した主な事業

●スポーツチャレンジ開催事業

(エンジョイスポーツクラブはなまき)

小学生などを対象に、オリンピック開催種目を簡素化した競技体験を実施。子どもたちのスポーツへの関心を高めました。

…(平成28年度採択事業)

●子育て支援講座「親子でワンデースクール～体験をとおして学ぶ」

(いしどりやワンデースクール実行委員会)

食育、音楽など全7回のセミナーを開催。親子でさまざまな体験をしながら学び、交流を深めました。

…(平成27年度採択事業)

●みんなの座談会「復興からその先へ」

(いわてゆいっこ花巻)

「震災の時直感したこと」「復興とは何か」「復興からその先へ」などのテーマで座談会を開催。被災地支援の展望について語り合いました。

…(平成26年度採択事業)

取り組む営利を目的としない事業
※政治・宗教・営利団体の活動や他の補助金などを受けて行う事業は対象となりません

■補助金額

補助対象経費の3分の2以内(上限30万円)

■事業実施期間(補助対象期間)

交付決定日～平成30年3月31日(土)
※期間内に事業を完了する必要があります

■最終申請期限

平成30年1月31日(水)

※採択枠に余裕があります。先着順で審査し採択を決定しますので、希望される団体は早めの申請をお願いします。なお、補助金交付合計額が予算額に達した場合、補助金申請の受け付けを終了します

募集要項および申請書類は左記で配布するほか、市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ】

本庁地域づくり課(☎24・21
11内線457)